



令和 3年 4月28日  
産業環境部商工港湾課

### 「塩竈市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給します

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、宮城県の協力要請に応じて、令和3年4月5日(月)午後9時から令和3年5月6日(木)午前5時まで、及び令和3年5月6日(木)午後9時から令和3年5月12日(水)午前5時までの間、営業時間の短縮に全期間ご協力いただいた事業者に対し、協力金を支給します

- 支給額**
- ①4月5日要請分・1施設あたり124万円（1日あたり4万円）  
令和3年4月5日(月)午後9時から令和3年5月6日(木)午前5時まで
  - ②5月6日要請延長分・1施設あたり12万円（1日あたり2万円）  
令和3年5月6日(木)午後9時から令和3年5月12日(水)午前5時まで
- ※①②ともに複数施設(店舗)を有する場合は、1施設ごとに支給額が加算。
- 申請受付期間** 令和3年5月12日(水)から令和3年7月30日(金)まで
- 申請書等** 市内の対象施設(店舗)あて郵送により送付  
※市ホームページからもダウンロードできます。
- 相談窓口** 商工港湾課へ相談窓口を設置しました。  
時間：9：00～17：00(土日を除く)  
問い合わせ先：①070-2239-7772 ②070-2239-7773 ③070-2239-7774

### 協力要請の内容

- ・対象期間：①令和3年4月5日(月)午後9時～5月6日(木)午前5時まで  
②令和3年5月6日(木)午後9時～5月12日(水)午前5時まで
- ・対象区域：塩竈市内
- ・対象施設：食品衛生法の営業許可を取得している以下の施設
  - (1)接待を伴う飲食店  
※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う施設(店舗)
  - (2)酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)
- ・要請内容：午前5時から午後9時までの時間短縮営業  
※従前から、午前5時から午後9時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外です。